

高性能林業機械メンテナンス研修実施要綱

一般財団法人 長野県林業労働財団
長野県林業労働力確保支援センター

第1 楽 旨

平成9年度から高性能林業機械の操作・メンテナンスの研修を「高性能林業機械オペレーター養成研修」として実施してきており、その間「緑の雇用研修」や「車両系木材伐出機械特別教育」(以下「特別教育」という。)の創設など情勢に応じた動きがある中で、長野県では高性能林業機械の導入を推進している。

高性能林業機械を導入した木材伐出システムは、労働生産性の向上や作業安全の確保、重筋労働からの解放など林業生産活動に大きく寄与していますが、これらの機械は複雑な構造であるがゆえに、ひとたび故障・修理するとなると、多くの時間と費用を必要とし、木材生産活動に大きな痛手となっている。

また、高性能林業機械を安全で平常な稼働を維持させるためには、日常のメンテナンスが最も重要なが、この点検が十分に行われていないのが現状であり、当財団が所有するレンタル機械でもメンテナンスの初歩であるグリスアップさえ十分に行われていないのが実態で、度重なる故障・修理により、機械貸付制度に支障をきたしている。

このため、高性能林業機械を運転する者を対象に、日常点検を主体としたメンテナンス研修を実施し、円滑な貸付制度に資するとともに、認定事業体が所有する機械の適正な維持管理及び労働生産性の向上並びに作業安全性の確保を図る。

第2 対象者

当財団がレンタルする高性能林業機械を運転する者とし、原則として運転予定者全員が受講するものとする。

- (1) 平成26年までの特別教育の経過措置(作業経験)により、講義のみで特別教育を修了した者
- (2) 平成26年以降に特別教育を修了した者
- (3) 平成30年度以前のFW3修了者

なお、令和元年度以降のFW3修了者かつ機械運転実務経験2年以上の者は当研修の受講を免除したうえで修了者とみなすことができるものとする。

第3 研修内容

1日目：日常点検・グリスアップ等の実習

2日目：メンテナンスに関する講義及びグループ討議、機械メーカー・修理業者との意見交換

第4 研修実施 年度ごとに実施要領を定める。

第5 その他

- (1) 当研修の修了者でなければ、当財団のレンタル機械を運転することはできない。
- (2) 事業体に多数の運転者がおり、個別に研修を希望する場合は、機械、研修場所を準備できる場合に限り、費用負担も含めた打合せ等により当該研修を設定することができる。